

No.	件名・内容	回答
1	<p>2項道路と隅切りの条例化について</p> <p>(内容)</p> <p>2項道路の後退および隅切りの設置を条例化してほしい。</p> <p>【受付No.】 6-2003 【受付日】 令和6年5月7日</p>	<p>2項道路については、建築基準法第42条第2項の指定に基づき、建築時に道路の中心から2mの敷地の後退が義務付けられております。</p> <p>隅切りについて、全ての道路の角敷地に隅切りの設置を義務付ける条例の制定は、土地所有者の私有財産権等の観点から大変難しいものと考えております。</p> <p>(担当) 建築安全課 (電話) 775-8490</p>